

## 議案第 8 号

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する  
条例を別紙のとおり定める。

平成 2 1 年 2 月 1 3 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 四方 八洲男

### 提案理由

被保険者の保険料を軽減する措置を講じる必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「算定される」の右に「所得割額又は」を加える。

第14条第1項第1号中「保険料賦課期日」を「保険料の賦課期日」に、「以下この条」を「第2号、第3号及び次項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

- (1)の2 当該年度の保険料の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者であって、令第15条第1項第4号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者 前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額

第14条第1項第2号中「当該年度の」の右に「保険料の」を加え、「前号」を「前2号」に改め、同項第3号中「当該年度の」の右に「保険料の」を加え、「前2号」を「前3号」に改め、同条第2項中「前項各号」を「前項第1号、第2号及び第3号」に改め、同項の次に次の2項を加える。

3 基礎控除後の総所得金額等が580,000円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に2分の1を乗じて得た額を控除して得た額とする。

4 前項の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

第15条中「前条第1項第1号」の右に「、第1号の2」を加える。

附則第8項中「附則第17項」を「附則第18項」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例）

18 平成21年度において、被扶養者であった被保険者に対して賦課する被保

険者均等割額は、第 14 条及び第 15 条の規定にかかわらず、広域連合の当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額から当該被保険者均等割額に 10 分の 9 を乗じて得た額を控除した額とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

( 委任 )

2 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。